

# 公益財団法人堺市救急医療事業団 個人情報の保護に関する法律施行規程

(趣旨)

第1条 この規程は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）及び個人情報の保護に関する法律施行規則（平成28年個人情報保護委員会規則第3号）の施行等について必要な事項を定める。

(開示)

第2条 法第33条第1項の規定により公益財団法人堺市救急医療事業団(以下、「事業団」という。)に出すべき開示申出書は、保有個人データ開示申出書(様式1号)とする。

第3条 法第33条第2項の規定による通知は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める通知書により行うものとする。

- (1) 保有個人データの開示をする旨の決定 保有個人データの開示のお知らせ(様式第2号)
- (2) 保有個人データの一部について開示をする旨の決定 保有個人データの一部開示のお知らせ(様式第3号)

2 法第33条第3項の規定による通知は、保有個人データの不開示のお知らせ(様式第4号)により行うものとする。

(開示決定等の期限)

第4条 前条の決定(以下「開示決定等」という。)は、開示申出があった日から起算して15日以内にしなければならない。ただし、補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、事業団は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を15日以内に限り延長することができる。この場合において、事業団は、開示申出者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面(様式第5号)により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第5条 開示申出に係る保有個人データが著しく大量であるため、開示申出があった日から起算して30日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、事業団は、開示申出に係る保有個人データのうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人データについては相当の期間内に開示決定等をするれば足りる。この場合において、事業団は、同条第1項に規定する期間内に、開示申出者に対し、次に掲げる事項を書面(様式第6号)により通知しなければならない。

- (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 残りの保有個人データについて開示決定等をする期限

(開示の実施)

第6条 個人情報の開示は、当該個人情報、文書、図画、写真又はフィルムに記録され

ているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して事業団の定める方法（別表）により行う。

2 事業団は、前項の規定により閲覧に供し、又は写しを交付する場合において、当該個人情報記録されている文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときは、当該文書を複写したものを閲覧に供し、又はその写しを交付することができる。

(訂正等)

第7条 法第34条第1項の規定により事業団に提出すべき訂正等申出は、保有個人データ訂正等申出書(様式第7号)とする。

第8条 法第34条第3項の規定による通知は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める通知書により行うものとする。

- (1) 保有個人データの訂正等をする旨の決定 保有個人データの訂正等のお知らせ(様式第8号)
- (2) 保有個人データの一部について訂正等をする旨の決定 保有個人データの一部訂正等のお知らせ(様式第9号)
- (3) 保有個人データを訂正等しない旨の決定 保有個人データの不訂正等のお知らせ(様式第10号)

(訂正等決定の期限)

第9条 前条の決定（以下「訂正等決定」という。）は、訂正等申出があった日から起算して15日以内にしなければならない。ただし、補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、事業団は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を15日以内に限り延長することができる。この場合において、事業団は、訂正等申出者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面（様式第5号）により通知しなければならない。

(訂正等決定の期限の特例)

第10条 事業団は、訂正等決定に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正等決定をすれば足りる。この場合において、事業団は、同条第1項に規定する期間内に、訂正等申出者に対し、次に掲げる事項を書面（様式第6号）により通知しなければならない。

- (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 訂正等決定をする期限

(利用停止等)

第11条 法第35条第1項、第3項又は第5項までの規定により事業団に提出すべき利用停止等申出は、保有個人データ利用停止等申出書(様式第11号)とする。

第12条 法第35条第7項の規定による通知は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める通知書により行うものとする。

- (1) 保有個人データの利用停止等をする旨の決定 保有個人データの利用停止等のお知らせ(様式12号)

(2) 保有個人データの一部について利用停止等をする旨の決定 保有個人データの一部利用停止等のお知らせ(様式13号)

(3) 保有個人データを利用停止等しない旨の決定 保有個人データの利用不停止等のお知らせ(様式14号)

(利用停止等決定の期限)

第13条 前条の決定(以下「利用停止等決定」という。)は、利用停止等申出があった日から起算して15日以内にしなければならない。ただし、補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、事業団は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を15日以内に限り延長することができる。この場合において、事業団は、利用停止等申出者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面(様式第5号)により通知しなければならない。

(利用停止等決定の期限の特例)

第14条 事業団は、利用停止等決定に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止等決定をすれば足りる。この場合において、事業団は、同条第1項に規定する期間内に、利用停止等申出者に対し、次に掲げる事項を書面(様式第6号)により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 利用停止等決定をする期限

(開示に係る手数料及び費用負担)

第15条 この規程に基づく申出に係る手数料は、徴収しない。

2 第6条の規定により文書の写しの交付(電磁的記録にあっては、これらに準ずるものとして事業団が定めたものを含む。)を受けるものは、その写しの交付に要する費用(別表)を負担しなければならない。

(委任)

第16条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行について必要な事項は、理事長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

(旧規程の廃止)

2 公益財団法人堺市救急医療事業団個人情報保護規程(平成24年4月1日施行)は、廃止する。

(適用区分)

3 この規程は、平成15年10月1日以後に收受した個人情報を含む財団法人堺市救急医療事業団(以下「旧法人」という。)の文書について適用し、同日以前に收受した個人情報を含む旧法人の文書については、開示申出及び訂正等申出に対応できるよう努めるものとする。

別表 (第6条及び第15条関係)

文書の種類	公開の実施方法	交付する媒体の規格	負担すべき費用の額	
文書、図画及び写真	乾式複写機による写しの交付	日本工業規格A列3番以下の大きさの用紙	白黒	1枚につき 10円
			カラー	1枚につき 50円
フィルム	印画紙に印画したものの交付	縦89ミリメートル、横127ミリメートルの印画紙	1枚につき 30円	
電磁的記録	録音カセットテープへ複製したものの交付	日本工業規格 C5568 に適合する記録時間120分までのもの	1巻につき 250円	
	ビデオカセットテープへ複製したものの交付	日本工業規格 C5581 に適合する記録時間120分までのもの	1巻につき 350円	
	用紙に出力したものの乾式複写機による写しの交付	日本工業規格A列3番以下の大きさの用紙	白黒	1枚につき 10円
			カラー	1枚につき 50円
	フロッピーディスクへ複製したものの交付	FD	1枚につき 50円	
光ディスクに複製したものの交付	CD	1枚につき 100円		
	DVD	1枚につき 150円		

(備考)

- 1 用紙の両面に印刷された写しを作成する場合には、片面を1枚として計算する。
- 2 負担すべき費用の額が、この表により難しい場合については、理事長が別に定める。
- 3 写しを郵送する場合は、郵送料相当額を別途徴収する。